

電気工事業の新規・更新登録について

この申請は、電気工事業を行う場合しなければならない手続きです。

ただし、建設業の許可を受けている(受けようとしている)方は、別の手続き（〔みなし〕登録電気工事業者開始届）になります。

また、更新登録申請は、登録有効期間満了日までに余裕を持って行ってください。

満了日を過ぎて申請された場合は新規扱いになりますので、注意してください。

提出書類	新規登録	更新登録	備考
申請書	○	○	
申請者の住民票抄本 または登記簿謄本	○	○	申請者が個人の場合は住民票（個人番号及び住民票コードの記載がないもの）、法人の場合は登記簿謄本。
誓約書	○	○	申請者が個人の場合は本人、法人の場合は代表者が誓約。
主任電気工事士等の電気工事士免状のコピー	○	○	第1種電気工事士の場合は、「講習受講記録」のページもコピーする。
主任電気工事士の誓約書	△	△	従業員が主任電気工事士の場合に法人代表者が作成する。
主任電気工事士の従業員証明書	△	△	
主任電気工事士等の実務経験証明書	△		主任電気工事士が第2種電気工事士の場合に必要。（※）なお、他社から証明を受ける場合、他社で実務を行っていたことが分かる書類を添付。（ただし、健康保険証の写しは除く。）
現在の登録証		○	原本添付
手数料	¥22,000	¥12,000	香川県証紙にて納入

注：○…必要，△…備考欄に該当する場合に必要

※ 実務経験は、電気工事業の登録者（社）に証明してもらってください。